

- (3) 荷さばき施設の面積
17平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
27立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成14年11月11日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成14年12月6日から平成15年4月5日まで

熊本県公告第889号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成14年10月8日
- 2 名称
特定非営利活動法人あ～消費者の目
- 3 代表者の氏名
牛島 孝治
- 4 主たる事務所の所在地
八代市日奈久浜町143番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全国の消費者に対して正しい食品の知識をもって安心して食生活を営めよう、社会教育の推進に関する事業を行い、健康生活に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第890号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催することとし、同条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線（連続立体交差事業）
 - (2) 種類 鉄道施設の改良の事業
 - (3) 規模 延長約6キロメートル
- 2 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 熊本県
 - (2) 代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子
 - (3) 主たる事務所の所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本市池田四丁目、池亀町、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、段山本町、新町三丁目、新町四丁目、横手一丁目、横手二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日六丁目、田崎一丁目及び田崎本町
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成15年1月8日（水）午後7時から
 - (2) 場所 熊本市五福地域開発センター（熊本市細工町二丁目25番地）
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、公聴会の開催を予定する日の2週間前まで（12月25日（水））に、次に掲げる事項を記載した書面により知事に申し出るものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名）